平成２５年（フ）第４６号
沖縄県うるま市石川伊波331番地　県営石川団地８号棟206号室
債務者　下茂　節子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第７０号
愛知県豊橋市西浜町３番地１　1008、従前の住所愛知県豊橋市花田町字越水105番地Ｉ－303
債務者　今泉とも子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４３８０号
神奈川県川崎市宮前区東有馬３丁目８－22－412
債務者　神田　理恵
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３８１号
東京都八王子市下恩方町2118－15
債務者　高橋　知美
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３８２号
神奈川県綾瀬市綾西４丁目13－８
債務者　吉村　美樹（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３８３号
東京都北区豊島３丁目27－23－304
債務者　小沼　一郎
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３８４号
東京都八王子市西浅川町19－101
債務者　片山洋子こと　尹　　洋子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３８５号
東京都北区滝野川７丁目47－５－204
債務者　木村　貴生
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３８６号
東京都板橋区中丸町56－９－305
債務者　大瀧　恵子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３８７号
東京都足立区関原３丁目７－８
債務者　遠山　　仁
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３８８号
東京都江戸川区南小岩５丁目16－23－202
債務者　大澤　　誠（旧姓竹崎）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３８９号
東京都板橋区赤塚２丁目８－18－105
債務者　西川　明伸
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３９０号
神奈川県横浜市鶴見区馬場３丁目10－12－203
債務者　藤澤　克浩
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４３９号
東京都江戸川区瑞江２丁目３－10－1004
債務者　杉森　仁也
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４４２号
東京都足立区花畑５丁目11－80－403
債務者　井上　好子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部